

第15回東北女子サッカークラブ選手権大会要項

1. 目的：東北地区の女子サッカーチーム相互の親睦を図ると共に、広く女子サッカー競技の普及振興に寄与することを目的とする。
2. 名称：第15回東北女子サッカークラブ選手権大会
3. 主催：東北サッカー協会
4. 主管：特定非営利活動法人 山形県サッカー協会
5. 協賛：株式会社ミカサ
6. 協力：山交観光株式会社
7. 期 日：平成19年7月15日(日)～16日(月)
8. 会 場：山形県総合運動公園サッカー場・ラグビー場(山形県天童市山王1-1)
9. 参加資格：
 - (1) チーム
(財)日本サッカー協会に登録した単独のチームであること。
 - (2) 選 手
上記(1)のチームに登録された女子選手で、1995年4月2日以降に生まれた選手であること(通称中学1年生以上)。
 - (3) 外国籍選手
5名まで登録でき、1試合3名まで出場できる。
 - (4) 登録選手証
登録選手証(写真付き)で登録の確認を行うので、それを持参しない選手は参加できない。ただし、登録選手証が届かない場合に限り、Web登録申請時のコピーを持参したものを大会本部が確認する。
10. 参加チーム数：
12チーム(各県2チーム)とする。ただし、充足しない場合は、東北サッカー協会にて調整する。
11. 競技方法：
 - (1) 4グループ(3チーム)のリーグ戦を行い、順位決定トーナメント戦を行う。
 - (2) プレーの時間は50分とし、ハーフタイムのインターバルは10分とする。
 - (3) リーグ戦における順位決定は次の順とする。
勝点は、勝者3、引き分け2、敗者0とし、勝ち点の多いチームを上位とする。
勝点と同じ場合は、得失点差の多いチームを上位とする。
が同じ場合、総得点の多いチームを上位とする。
～ で決まらない場合、当該チームの対戦において勝ったチームを上位とする。
～ で決まらない場合、大会本部が抽選で決定する。
 - (4) 順位トーナメントは、各グループの同じ順位によるトーナメント戦で行う。
 - (5) 順位トーナメントにおいて勝敗が決定しない場合は、ペナルティキック方式により勝者を決定する。
12. 競技規則：
 - (1) 2007年度日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
 - (2) 参加申込選手最大25名のうち、試合開始前に最大9名までの交代要員を通告しておき、そのうち9人まで主審の許可を得て交代できる。なお、交代して退いた選手が交代要員になって再び出場することができる(「自由な交代」の適用)。
 - (3) テクニカルエリアを設置する。
戦術的指示はテクニカルエリア内からその都度ただ1人の役員が伝えることができる。指示を与えた後は所定の位置に戻らなければならない。

- (4) ベンチに入ることができる人は15名(交代要員9名 役員6名)以内とする。
- (5) 第4の審判員を任命し、ロスタイムの表示も実施する。
- (6) 負傷した競技者の負傷の程度を確かめるために入場を許される役員の数は2名以内とする。
- (7) 本大会期間中、異なる試合で警告を2回受けた者は、次の1試合に出場できない。
- (8) 本大会において退場を命じられた選手は次の1試合に出場できず、それ以降の処置については本大会の規律・フェアプレー委員会で決定する。
- (9) ユニフォームは正・副の2着を準備し、大会参加申込書と同じ背番号を着用しなければならない。メンバーの変更は認めない。

13. 参加申込:

- (1) 参加申込書に登録し得る選手数は25名を最大とする。
- (2) フロッピーディスク内のファイル「参加申込書」に必要事項を入力し、下記アドレスまでメール添付で送信するか、または下記申込先までフロッピーディスクを郵送すること。FDドライブがないPCを使用している場合、申込先にメールで「参加申込書」を請求してもよい。
- (3) 申込期限: 平成19年6月30日(土)必着(厳守のこと)
- (4) 申込先:

山形県サッカー協会女子委員長 大沼 敏美
〒990-2492 山形市鉄砲町1丁目15-64 山形西高等学校
E-mail: onuma143@nifty.com / 携帯: 090-1061-3020

14. 参加料: 10,000円(大会当日、大会本部にて納付のこと)

15. 審判および組合せ:

副審は各チームの帯同で実施し、割り当ては組合せの決定と同時にEmailで連絡する。

16. 表彰:

- (1) 優勝以下第3位までに表彰状を授与する。また、優勝チームには優勝杯を授与する。
- (2) 表彰式は決勝戦終了後に試合会場にて行う。第3位については、準決勝戦終了後、該当チームに表彰状を授与する。

17. 傷害補償:

- (1) 試合中の負傷、あるいは事故については、当該チームで責任を持って対応すること。なお、救急車を要請する場合は、必ず本部に連絡し指示を仰ぐこと。
- (2) 参加者は各チームの責任において傷害保険に加入していること。

18. その他:

- (1) 各試合の登録選手は選手証(写真貼付されたもの)を試合会場に持参すること。不携帯の選手は当該試合への出場を認めない。
- (2) 本大会実施委員会内に規律・フェアプレー委員会を組織し、委員長は実施委員長が兼任する。規律・フェアプレー委員会の委任人選については委員長に一任する。
- (3) メンバー提出用紙は、試合開始60分前までに大会本部に出場選手の登録選手証共に提出する。(ユニフォームの色は無記入、監督署名のこと)
- (4) 各試合競技開始時間の60分前に代表者ミーティングを開催し、両チームのユニフォームの決定(正副一式持参)、注意事項の説明等を行う。
- (5) 大会規定の違反、その他不都合な行為があった時はそのチームの出場を停止する。
- (6) 大会要項に規定されていない事項については、本大会実施委員会において協議の上決定する。
- (7) 監督会議は行わないものとする。

20. 宿泊および弁当について:

宿泊および弁当の手配を希望するチームは、別紙申込用紙にて直接申し込むこと。